

機関番号：37109

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530085

研究課題名（和文） 組合的規律と有限責任—組合型事業体の法理論—

研究課題名（英文） The Derivation of Partnership-type Business Entities
and its scheme of Limited Liability

研究代表者

井上 能孝（INOUE YOSHITAKA）

中村学園大学・流通科学部・講師

研究者番号：60441721

研究成果の概要（和文）：アメリカのパートナーシップ型事業体は、現代的な事業体としての安定性が希薄な出資者の集まりとして集合体理論を基礎にしていた時代（1910年代～1980年代）から、1990年代以降、より法人としての色彩が強い事業体理論を基礎にした組織へと変遷を遂げた。また、その派生形として生まれた LLC は、チェック・ザ・ボックス規制や 2006 年の改訂法を契機に法人課税回避のための制約から解放され、より自由な内部構造の設計が可能になり、シリーズ LLC（LLC 内 LLC）等の新たな議論や生んでいる。一方わが国では、パートナーシップ会計が認知されていないため、債権者保護の手法がアメリカとは根本的に異なっており、合同会社や有限責任事業組合に対し、株式会社と同様の規制が行われている。

研究成果の概要（英文）：Partnership-type Entities in America has changed from organizations based on Aggregation Theory (mainstream theory in 1910's~1980's) that are not stable as modern business entity, to organizations based on Entity Theory (mainstream theory since 1990's). And LLCs were born as derivatives of Partnership-type Entities, released from restrictions of tax law, taking opportunities of check-the-box regulation and Revised Uniform Limited Liability Company Act of 2006, and became to make freer internal structure. Recently, new controversies, for example, about series-LLC (LLCs that is a part of a LLC) have been occurred. On the other hand, in Japan, since Partnership Accounting is not acknowledged, the method of protecting creditors in Japan is different from America, regulations similar to corporation (Kabusiki-Gaisha) governs to JLLC (Goudou-Gaisha) and JLLP (Yugennsekinin-Jigyou-Kumiai).

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：(1) 組合的規律、(2) 有限責任、(3) 持分会社、(4) パートナーシップ、(5) リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、(6) 合同会社、(7) LLP、(8) LLC

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、1980年代の後半に、銀行系のリース会社で、デラウェア州法のリミテッド・パートナーシップを用いた不動産開発

に携わった経験があり、その時にパートナーシップ会計の存在を知り、これについて紹介した日本語の文献がほとんど存在しないことを知った。また、匿名組合を用いたレバリ

ッジド・リースを組成した経験もあり、当時の商法の教科書文献の記述と実務での利用方法が大きく異なっていることに途惑った。

以後、合資会社の経営に携わり、合資会社についても、長い歴史を持った制度であるにもかかわらず、その利用方法に関しては実務専門家の間でもあまり理解されていないとの印象を持った。合資会社とリミテッド・パートナーシップは類似の制度であると紹介されながらも、わが国では、それを動かすためのソフトウェア（会計システム）に関しては株式会社と同じものが用いられていることに関して大きな疑問を感じていた。

その後、大学院に進学することになり、会計学で修士号を取得したが、わが国では会計学者の間でもパートナーシップ会計に関して認知されていない現状を知った。

会社法が制定されるにあたって、日本版の LLC（合同会社）や LLP（有限責任事業組合）が創設されたが、その内容は労務出資の禁止や資本維持概念による分配規制など、制度の重要な論点において、Partnership 型事業体の利点を損なう形での立法がなされているとの問題意識の下、その原因がパートナーシップ会計が認知されていないことにあるものと考えに至った。

2. 研究の目的

本研究は、わが国の新しい事業形態である合同会社と有限責任事業組合について概観し、制度設計上参考にしたとされるアメリカの Limited Liability Company や Limited Liability Partnership と比較した上で、有限責任による債権者保護の手法に関する制度設計の考え方とその法理論について考察するものである。具体的には以下の通り。

(1) 持分会社と有限責任事業組合につき、以下の論点につき検討し、その法理論的背景となった組合および合名・合資会社につき、①設立／成立、②社員／組合員の責任、③業務執行権、④社員／組合員の加入と退社、⑤計算等、定款／組合契約の変更、⑥解散の項目に関して分析した上で、その法理論に関し検討し、問題点を指摘する。

(2) アメリカの統一リミテッド・ライアビリティ・カンパニー法（ULLCA）を中心に、その沿革と類型について述べた上で、同様の項目に関して概観し、持分会社と有限責任事業組合との相違点に関して分析する。例えば、ULLCA では、資本金制度を前提とした分配規制は行わないが、労働の対価を含めたあらゆる出資者への金銭の支払は分配のみの形式に一本化されており、事業体が支払不能に陥った場合には、債権者は出資者に対し過去 2 年分の分配金に関して求償可能とするという手法による債権者保護

を行っているというように、債権者保護に関する手法が根本的に異なっている。

(3) そのような相違の原因と考えられる要素に関して考察する。具体的には、まずは、アメリカではパートナーシップの法的な性格に関して、独立体(entity)か、集合体(agggregation)かの議論が盛んに行われ、場面ごとに独立体的な要素（例えば、法主体性を有すること）と、集合体的な要素（例えば、労働の対価としての報酬を受領しないこと、出資者の交代があるたびに解散を擬制すること）を使い分けていたことなどに点に関して分析を加える。

3. 研究の方法

本研究では、これらの点につき、その法理論や沿革などについて確認しながら、Corporation 型事業体と Partnership 型事業体の特質に関して分析する。さらに、その背景としてアメリカではパートナーシップ会計が実務において広く認知されているのに対し、わが国ではその存在すらほとんど知られておらず、実務や学界においても認知されていない現状があり、そのことが日米の組合型事業体の相違点の原因であり、合同会社や有限責任事業組合の制度趣旨が、公表されているように人的資源の積極活用であるのであれば、パートナーシップ会計が認知され実務に広く用いられることが不可欠であることを指摘する。

具体的には、

(1) 近時創設された合同会社と有限責任事業組合等に関する法条文等、主に

- ① 会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）（特に、第三編 持分会社）および旧法である商法（明治三十二年三月九日法律第四十八号）（第二編 会社）
- ② 会社計算規則（平成十八年二月七日法務省令第十三号）
- ③ 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年五月六日法律第四十号）
- ④ 有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成十七年七月二十九日経済産業省令第七十四号）
- ⑤ 民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）（特に、組合（第六百六十七条—第六百八十八条））
- ⑥ 商法（明治三十二年三月九日法律第四十八号）（特に、匿名組合（第五百三十五条—第五百四十二条））など

(2) その根底をなす基礎的な法理論（組合・人的会社）、主に

- ① 上柳克郎、鴻常夫編『新版注釈会社法 1 会社総則・合名会社・合資会社』有斐閣（1985）及びそこで引用されている文献
- ② 鈴木禄弥編『新版注釈民法 17 債権 8』有斐閣（1993）及びそこで引用文献など

(3)アメリカ制定法、主に

- ①Uniform Partnership Act
(1914) (“UPA”)
- ②Uniform Limited Partnership Act
(1916) (“ULPA”)
- ③Uniform Limited Partnership
Act(1976) with 1985 Amendments
(“RULPA”)
- ④Revised Limited Partnership Act
(1997) (“RUPA”)
- ⑤Uniform Limited Liability Company Act
(1996) (“ULLCA”)
- ⑥Uniform Limited Partnership Act
(2001) (“ULPA(2001)”)
- ⑦Revised Uniform Limited Liability
Company Act (2006) (“RLLCA”)

(4)アメリカの判例・学説、

- ①UNIFORM LAWS ANNOTATED, West
V6 part 1, V6 part2 (2001)と V6a, V6b
(2006)
- ②Klein, Ramseyer, Bainbridge,
BUSINESS ASSOCIATIONS 6th ed.
(2009)
- ③Ribstein, Letsou,
BUSINESS ASSOCIATIONS 6th ed.
(2003)
- ④Hynes, Lowenstein,
AGENCY, PARTNERSHIP, AND LLC:
THE LAW OF UNINCORPORATED
BUSINESS ENTERPRISES 7th ed.
(2006)

及びこれらの文献で記載された判例及び論文

(6)パートナーシップ会計

- ①Jeter, Cheney, Advanced Accounting
4th ed., John Wiley & Sons (2010)
- ②Bennet, Advanced Accounting (2009)

及びこれらの文献で記載された論文

上記につき、文献研究を行っている。

また、2010年3月にシカゴ、ワシントン、セントポールに出張し、文献収集と実態調査を行い、2009年から2011年に数度にわたり東京に出張し、国内での利用例に関する実態調査を行っている。

4. 研究成果

本研究の成果は以下の通り。

(1)まず、後述の業績(1)では、「NCCUSLにおけるパートナーシップ型事業体の変遷と主な論点の分析」では、アメリカのパートナーシップ型事業体が、現代的な事業体としての安定性が希薄な出資者の集まりとして集合体理論を基礎にしていた時代(1910年代~1980年代)からとしてではなく、より法人としての色彩が強い事業体理論へと変遷を遂げ、改訂統一LLC法が成立するまでの議論を追った。

最初に、パートナーシップ型事業体の類型と概要について述べ、特に LLC に関しては、1997年以前のキントナー規制と呼ばれる税法上の規制により、①団体性、②営利目的、③永続性、④有限責任、⑤経営の集中化、⑥持分の自由譲渡性の6つの項目につき、可能な限りこれらのcorporationとしての特性を満たさないようにすることに配慮した立法化が行われたことに関して言及した。

次に、パートナーシップ型事業体の沿革について述べ、①集合体理論によるパートナーシップ法(1910年代~1980年代、UPAとULPA及びRULPAの時代)、②独立体理論によるパートナーシップ法の誕生(1990年代、RUPA制定とLimited Liability Partnership(LLP)の誕生)、③新しい種類の事業体としてのリミテッド・ライアビリティ・カンパニーの誕生(ULLCAの制定とLimited Liability Company(LLC)の誕生)、④独立体理論による新事業体としてのリミテッド・パートナーシップの誕生(ULPA(2001)の制定とLimited Liability Limited Partnership(LLLP)の誕生)に関して解説を行った。

そして、独立体理論による新しいパートナーシップ型事業体の分析を行った。

まず、パートナーシップ(ジェネラル・パートナーシップ)に関してRUPAは、①独立体(entity)であることを初めて明記した上で、財産所有や契約能力があることを明言した上で、重要財産等の処分等に関する詳細な規定が置かれた。また、パートナーの持分権はパートナーシップ財産に関する持分権ではなく、パートナーシップという事業体に関する持分権であることが明らかにされている。

②多くが任意規定であるUPAの内、パートナーシップ契約で修正することができない部分につき、強行規定の範囲を明らかにした。③corporationに類似した届出書(statement)の登記に関する事項を整備した。④他のパートナーに対する各パートナーの受託者責任の範囲を明確にした。⑤パートナーの変更があっても解散原因にならないことを明記し、それに関連する条文を整備した。⑥組織変更や合併に関する条文を置いた。⑦LLPに関する条文を新たに置いた。などの大きな変更が行われている。

また、リミテッド・パートナーシップに関してULPA(2001)は、①リミテッド・パートナーシップもまたパートナーとは独立した事業体であり、営利目的に限定しないことを明記した。また、UPAとの準用関係を断ち(de-linked)、パートナーシップとは全く異なる種類の事業体であることを明言した。②リミテッド・パートナーが業務執行を行ってもジェネラル・パートナーとしての責任を負

わないことを明記し、新たに LLLP に関する規定が整備された。③年次報告書の提出、組織変更、各種証書などの関して corporation に類似した条文が整備され、法的安定性に不安がなく、様々な目的で利用可能な現代的な事業体としての特徴が強化されている。

本稿は現行の 2001 年統一リミテッド・パートナーシップ法に関して、邦語で詳細に解説した初めての文献である。

(2)次に、業績(2)では「米国改訂リミテッド・ライアビリティ・カンパニー法の概要と分析」では、アメリカの LLC が税法上法人課税回避のための制約から解放され、より自由な内部構造の設計が可能になり、シリーズ LLC (LLC 内 LLC) 等の新たな議論や生じていることなどを明らかにした。

最初に、LLC の概要とアメリカで爆発的に利用が拡大している状況に関して概略した。

次に、沿革として、創成期の LLC 州法は、アメリカ法曹協会が作成した **Prototype Limited Liability Act** を参考にしたものが多く、ULLCA は採択された州はあまり多くはない現状を解説した。②1997 年に内国差入庁 (IRS) がチェック・ザ・ボックス規制を導入して以降は、それ以前のキントナー規制を意識した規定内容が合理的なものではなくなったため、新たに RULLCA が制定されるに至った。

具体的には、①永続性を持つことを原則とし、②一部の社員しか業務執行権を持たない理事経営 LLC か全員が業務執行権を持つ社員経営の LLC かを登記する必要がなくなったなどである。

また、①運営契約(operating agreement)、②信認義務(fiduciary duty)、③仮登記 LLC(shelf LLC)、④社員(member)および理事(manager)の権限、⑤原則的な経営組織、⑥負担賦課命令(charging order)、⑦権利濫用行為(oppressive conduct)、⑧代表訴訟(derivative action)と特別訴訟委員会、⑨組織的行為(organic transaction)などに関して、条文の明確化・現代化が行われている。

特に④の社員および理事の権限に関しては、従来の法定表見代理権を前提とした規定は行っておらず、2005 年に ALI(American law Institute)から公表された「代理に関するリステイトメント」に委ねた内容になっており、今後の企業組織に関する法全般に関して影響を与えるものと思われる。

なお、RULLCA では、デラウェア州など一部の州で導入されているシリーズ LLC (LLC 内 LLC) に関する規定を行うことも検討されたが、基本概念、倒産時の取扱い、内部的な財産分別構造、課税上の取扱い、証券法上の取扱い等に関して不透明な部分が多いため、今回は検討対象にはならなかった。今後、大いに注目を集めるものと思われる。

本稿は現行の 2006 年の改訂統一 LLC 法やシリーズ LLC (LLC 内 LLC) に関して、邦語で詳細に解説した初めての文献でもある。(3)また、業績(3)では、「アメリカのパートナーシップ型事業体における利益分配と退出の仕組みと法理」では、GP/LP/LLC に関する統一法の条文を基に、これらの組織内部における損益分配と退出の仕組みについて明らかにした。

日米のパートナーシップ型事業体を比較した場合、最も大きな相違点は以下の債権者保護の手法等に関するものである。

第一に、アメリカのパートナーシップ事業体が貸借対照表テストと支払能力テストあるのみで、財務諸表の公表はおろか GAAP による作成も義務づけられていないのに対し、日本の合同会社や有限責任事業組合に関しては資本維持を前提とした、株式会社類似の詳細な計算規定が設けられている。

第二に、アメリカのパートナーシップ事業体では、「配当」や社員/パートナーに対する労働の対価としての報酬が禁止されており、社員/パートナーに対する支払は、個人別資本金勘定の払戻(distribution)のみであるのに対し、日本の合同会社等では社員等に対する労働の対価としての報酬の支払や、利益剰余金の配当、配当可能利益の範囲内であれば出資金の払戻も認められている。精算時には、アメリカでは有限責任ではあっても債権者は過去二年分の資本金勘定の払戻に対して債権者は請求可能であるのに対し、日本では配当や出資金の払戻が適法である限り、社員等は事業体の債務に責任を負わないのが原則である。

第三は、労務出資に関してである、アメリカでは労務も含めた出資が、履行済または未履行にかかわらず、出資(contribution)として認められているのに対し、日本では合資会社の有限責任社員以外は、株式会社と同じく金銭又は現物の財産を現実に履行した場合にのみ出資として認められる。

次に、アメリカのパートナーシップ型事業体につき、①出資者の個人名を付した資本金勘定による個人別残高の管理、②労務出資を出資者へのボーナスや事業体ののれんとして計上する会計実務、③資本金の払戻に関する会計処理、④単なる頭割りではない、資本金の期中残高に対して内部的な利息を付し、業務執行者にはインセンティブ報酬も含めた報酬を控除した後の剰余金額のみを頭割りする、一般的に普及している損益分配の方法、⑤新メンバー/パートナーの加入の際に事業体の一旦の解散を擬制した上で、旧メンバー/パートナーへのボーナスの支払やのれんの計上が行われる会計処理、⑥メンバー/パートナーの退社と出資金の払戻に関する会計処理、⑦清算実務と各メンバー/パート

ナーに対する分配金額または損失負担金額の決定方法等に関して、条文の規定に沿いながら詳細に分析・検討を行った上で、わが国のパートナーシップ型事業体が、制定時の趣旨である人的資産の有効活用が目的であるならば、そうした組織（ハードウェア）を公正かつ合理的に機能させるためには、前述のようなパートナーシップ会計に関する知識と実務（ソフトウェア）が、認知され普及していくことが不可欠であることを明らかにした。

本稿が明らかにしたパートナーシップ型事業体の会計実務に関しては、邦語で詳細に記述したものはあまりなく、統一法の条文に沿って解説した初めてのものである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

① 井上能孝、アメリカのパートナーシップ型事業体における利益分配と退出の仕組みと法理、中村学園大学流通科学研究、有、11(1)、2011、1-16頁

② 井上能孝、米国改訂リミテッド・ライアビリティ・カンパニー法の概要と分析、中村学園大学・中村学園短期大学部研究紀要、有、43号、2011、163-174頁

③ 井上能孝、NCCUSL（統一州法委員全米会議）におけるパートナーシップ型事業体の変遷と主な論点の分析—集合体理論から事業体理論への移行—、中村学園大学流通科学研究、有、10(1)、2010、1-15頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 能孝 (INOUE YOSHITAKA)
中村学園大学・流通科学部・講師
研究者番号：60441721